

令和5年 5月16日
地方独立行政法人
広島市立病院機構
本部事務局契約課

指名停止措置の公表について

下記のとおり指名停止措置を行ったので、公表します。

対象事業者	商号又は名称	株式会社アステム
	所在地	大分県大分市西大道二丁目3番8号
指名停止期間	令和5年 5月12日 ~ 令和5年 9月17日（4か月と6日）	
措置要件	地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱別表第15号に該当	
指名停止措置概要	<p>当該有資格者は、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為行っていたとして、同法の規定に基づき令和5年3月24日付けで、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（100分の30減免）を受け、その違反行為を公表された。</p> <p>広島市はこのことが、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱別表第20号のイ（独占禁止法違反行為）に該当し、同要綱第4条第3項第2号に該当するとして4か月と6日の指名停止措置を行った。このことは、広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱別表第15号「その他」に該当する。</p>	